

一般社団法人愛媛県臨床検査技師会

諸 規 程

2020年2月 改訂

組織運営規程

会費規程

総会規程

役員選任規程

選挙規程

表彰規程

旅費等に関する規程

会計事務規程

慶弔規程

部門別検査研究班運営規程

組織運営規程

(名称)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県臨床検査技師会（以下本会という）の組織並びに運営を目的とする。

2 本会の組織運営は、定款、会費規程及び会計事務規程によるほか、この規程に定めるところによる。

(地区)

第2条 本会は、会務の運営上、愛媛県を東予、中予、南予と区分し、それぞれを地区とし各地区と連絡を密にするため地区長を置く。

(正会員)

第3条 一般社団法人愛媛県臨床検査技師会正会員（以下正会員という）は、原則として勤務先の所在する地区に属し、勤務先を有しない正会員は住所地の地区に所属するものとする。

(会員証)

第4条 正会員の会員証は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会会員証をもってこれにあてる。

(役員候補者の選任)

第5条 本会の理事の定数は17名以内とする。そのうち地区選出理事は10名以内とし地区から選出し総会に提案する。全県選出理事は7名以内とし総会の決議によって選任する。

2 監事は、全県から選出し総会の決議によって選任する。

(役員選出方法)

第6条 会長、監事、全県選出理事は別に定める役員選任規程により選任するものとする。

2 庶務、会計は理事の中から会長が任免する。

3 地区選出理事の定数配分は次のとおりとする。

東予地区 3名以内

中予地区 5名以内

南予地区 2名以内

4 監事候補は、理事候補者とは別に2名を選出する。

5 上記役員に欠員を生じた場合の後任者の選任は役員選任規程による。

(会長の任期)

第7条 会長の任期は2年とする。再任を妨げないが5期を限度とする。

(副会長、常務理事、理事)

第8条 副会長、常務理事、理事は、本規程第9条に定めるいずれかの部局に所属し業務を分担する。

2 この会に業務執行理事による常務理事会を置く。常務理事会は会長が必要と認めた

場合に開催することができる。

(執務機関)

第9条 本会には次の各部局、委員会をおく。

- (1) 事務局 (事務局長、庶務、会計)
- (2) 渉外部
- (3) 学術部
- (4) 広報部
- (5) 専門委員会 (必要と認められた時)

第10条 事務局長は、本規程第12条、第13条に定める事項を総括するほか、本会の運営について会長を補佐する。

第11条 各部長は、本規程第14条、第15条、第16条に定める担当する部を主管する。各部長は理事会の議を経て会長が任命する。

(庶務)

第12条 庶務においては、次の各号の事務をつかさどる。

- (1) 定款、諸規程に関する事
- (2) 公印の保管に関する事
- (3) 会務の報告に関する事
- (4) 文書の受理、発行に関する事
- (5) 会議並びに議事録に関する事
- (6) 会員名簿に関する事
- (7) 会員の表彰に関する事
- (8) 会員の福利厚生及び相互扶助に関する事
- (9) 前各号に掲げるもののほか、他の主管に属さないもの

(会計)

第13条 会計においては、次の各号の事務をつかさどる。

- (1) 会計簿の作成及び保持に関する事
- (2) 現金の保管及び出納に関する事
- (3) 年度収支予算に関する事
- (4) 収支決算書の作成に関する事
- (5) 毎月の経理状況の報告に関する事
- (6) 会務執行に関する事
- (7) その他会計に関する事

(学術部)

第14条 学術部においては、次の各号の事務をつかさどる。

- (1) 臨床検査に関する学会及び講演会に関する事
- (2) 各部門別検査研究班による研修会及び実技講習会の開催に関する事
- (3) 臨床検査に関する会誌、印刷物の編集発行に関する事
- (4) 臨床検査の精度管理に関する調査及び指導に関する事
- (5) その他、学術研究調査及び学術的公益活動に関する事

(渉外部)

第15条 渉外部においては、次の各号の事務をつかさどる。

- (1) 講演会等の開催により衛生思想の普及及び啓発活動に関すること
- (2) 地域の保健事業への参加に関すること
- (3) 待遇改善に関すること
- (4) 検査技師法等に関すること
- (5) その他、渉外及び法規に関すること

(広報部)

第16条 広報部においては、次の各号の事務をつかさどる。

- (1) 当会の活動及び臨床検査についての広報に関すること
- (2) 当会ホームページの管理運営に関すること
- (3) 会員への情報伝達に関すること
- (4) 広報活動に関すること

(施設)

第17条 会員の勤務先を「施設」という。施設には施設連絡責任者1名を置く。施設連絡責任者は施設内会員の互選により選任する。

(施設連絡責任者)

第18条 施設連絡責任者は、その施設の代表となり入会促進及び会費の納入、会員の意志の疎通をはかり、本会からの通知や連絡の徹底等において本会の活動を助ける。

(規程の変更)

第19条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則

この規程は平成27年12月26日から施行する。

この規程は令和2年2月10日に改訂する。

この規程の変更は理事会の議決を経たその日から施行する。

会費規程

(総則)

第1条 一般社団法人愛媛県臨床検査技師会（以下本会という）の会費は、定款第7条及びこの規程の定めるところによる。

(会費)

第2条 定款第5条による本会の正会員、賛助会員、名誉会員の年会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 年額 6,000円
- (2) 賛助会員 年額30,000円
- (3) 名誉会員 免除

(会費の納入)

第3条 会費の納入は3月末日までに翌年度分を前納しなければならない。ただし、3月末日までに退会した場合は前納した会費は返金する。

詳細は日本臨床衛生検査技師会の会費・退会手続きを参照とする。

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は、総会の議決による。

附則

この規程は平成2年2月4日から施行する。

この規程は令和2年2月10日に改訂する。

この規程の変更は総会の議決を経たその日から施行する。

総会規程

(総則)

第1条 一般社団法人愛媛県臨床検査技師会（以下本会という）の総会運営は、定款及びこの規程の定めるところによる。

(議長の宣告)

第2条 議長は、会議の成立を宣言する。ただし、定款第19条に定める決議を満たしていない時は散会或いは延会を宣言する。

(発言者)

第3条 総会で発言する場合は、議長に通告しその指名を受けなければならない。議長から指名を受けたときは、発言に先立ち所属と氏名を明確にして発言しなければならない。

(総会への提案)

第4条 総会に提案する場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 提案要項については、必要部数を印刷し総会の20日前までに議長に提出する。
- (2) 修正動議は、あらかじめ必要部数を印刷した文書を議長に提出する。
- (3) 緊急の事情により総会の当日に提案する場合は、その事由と要旨を総会前に議長に提出しなければならない。
- (4) 予算を伴うものについての提案は、修正の結果必要となる経費を明らかにした文書を添えなければならない。

(採決)

第5条 採決を行う時、議長はその表決に付する議題を宣言しなければならない。

(採決の順序)

第6条 採決の順序は、議長がこれを決め、原案にもっとも遠い修正案より採決する。修正案がすべて否定されたときは、原案について採決しなければならない。

(採決の方法)

第7条 採決の方法は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 拍手
- (2) 挙手
- (3) 起立
- (4) 無記名投票

(採決の結果)

第8条 採決を行った場合、議長はその結果を宣言する。

(付帯事項)

第9条 この規程で定められていない必要事項は、会長が理事会の承認を得て総会議事案とともに指示するものとする。

2 この規程に違反し議長の注意に従わないものは、発言の停止或いは退場させることができる。

(規程の変更)

第10条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則

この規程は平成2年2月4日から施行する。

この規程は令和2年2月10日に改訂する。

この規程の変更は理事会の議決を経たその日から施行する。

役員選任規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県臨床検査技師会（以下本会という）定款第24条及び組織運営規程第4条・第5条に基づき、本会役員の選出に関し必要なことを定める。

(組織)

第2条 組織運営規程第4条による役員候補者を選出するため、選挙管理委員会と役員推薦委員会を置く。

2 選挙管理委員会は正会員7名で構成し、会長、監事、全県選出理事を選出するための選挙に関することを司る。

3 役員推薦委員会は正会員7名で構成し、前項の役員候補者がいない場合、或いは立候補者がその役員定数に満たない場合に、役員の推薦に関することを司る。また、役員に欠員を生じた場合は後任役員の推薦を行う。

4 選挙管理委員及び役員推薦委員（以下委員という）は、双方の委員を兼任できるが役員は委員を兼任できない。委員が役員に立候補もしくは推薦された場合は、委員を退任しなければならない。

5 委員は理事会において選出し、総会の承認を得て会長が委嘱する。

6 委員長は委員の互選による。

7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員を生じたときは、委員長が推薦し理事会の承認を得る。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第3条 会議は委員長が召集し、これを統括する。

2 会議は委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 委員の代理出席は認められない。

(役員の選任)

第4条 本会の会長、監事、全県選出理事は、会員の直接選挙に基づいて総会の決議によって選任する。

2 前項の役員立候補者がその役員の定数と同数の場合、及び役員立候補者がその役員の定数に満たない場合は、役員推薦委員会の推薦により定数と同数の候補者を得て、会員の信任投票に基づいて総会の決議によって選任する。

3 前項に該当する場合は、選挙管理委員会の判断による様式で、総会実出席者の信任投票に替えることができる。

4 役員の推薦に当たっては本人の了解を得なければならない。

(役員の欠員補充)

第5条 役員に欠員を生じ後任者の選任を行う場合は、第4条の規程に関わらず次に定めるところによる。

(1) 会長の欠員については筆頭副会長が継承し、直近の総会で承認を得る。

(2) 監事、及び全県選出理事は、役員推薦委員会の推薦に基づき理事会で選出し、直近の総会で承認を得る。

- (3) 地区選出理事は、前任者の所属地区が選出し総会に提案する。
2 補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

(秘密の厳守)

第6条 委員は在任中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。退任後も同様とする。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則

この規程は平成27年12月26日から施行する。

この規程は令和2年2月10日に改訂する。

この規程の変更は理事会の議決を経たその日から施行する。

選挙規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県臨床検査技師会定款第24条及び組織運営規程第4条、第5条及び役員選任規程第4条に基づき、本会役員選挙に関し必要なことを定める。

(選挙管理)

第2条 選挙に関する管理及び事務は、選挙管理委員会（以下選管委という）が行なう。

2 選管委は以下の事業を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 選挙人名簿、立候補届出書の作成
- (3) 立候補届けの受け付け、資格審査、候補者数の確認
- (4) 公示及び選挙公報、投票用紙の配布
- (5) 投票及び開票の管理
- (6) 投票の有効ないし無効の判定
- (7) 当選の確認及び結果の報告
- (8) その他、選挙に必要な事項

(選挙人名簿)

第3条 選管委は、選挙人を確認するために選挙人名簿を備えなければならない。

- 2 選挙人及び被選挙人は、定められた期間において選挙人名簿を閲覧できる。
- 3 選挙人名簿の閲覧期間は、告示の日から立候補届けの受付日までとする。

(資格)

第4条 選挙人は、当該年度の会費を告示日1月前までに納めた正会員とする。

- 2 被選挙人は、当該年度の会費を告示日1月前までに納めた正会員とする。
- 3 会長に立候補する者は、本会の正会員で本会の理事を1期以上務め、30人以上の会員の推薦を得なければならない。
- 4 監事に立候補する者は、本会の正会員で10人以上の会員の推薦を得なければならない。
- 5 全県理事に立候補する者は、本会の正会員で10人以上の会員の推薦を得なければならない。
- 6 各役職に立候補する者は、定められた期間内に別に定める文書で選管委に届けなければならない。
- 7 役員立候補者を推薦しようとするものは、本会の正会員でなければならない。
- 8 推薦人は、同一の役職に対し同時に複数の者を推薦することはできない。

(選挙の各期間)

第5条 選挙の告示は、公示日の5週間前とする。

- 2 立候補者の届け出受け期間は、公示日の3週間前から2週間前とする。
- 3 投票開始日は公示日から2週間後とし、この間の早い時期に選挙公報並びに投票用紙を配布しなければならない。
- 4 投票期間は1週間とし、投票の形式は選管委の判断に委ねる。

- 5 投票終了後1週間以内に選管委は第2条6・7・8項に定められた処置を行い、結果を会長に報告する。
- 6 本条の規程に関わらず、選管委の権限で各期間を変更することができる。

(投票)

- 第6条 投票は、選挙すべき各役職について選挙人1人1票とする。
- 2 選挙人は、定められた方法で投票しなければならない。
 - 3 やむを得ない理由で投票できない者は、選管委にその旨を申請し選管委の指示に従って不在者投票をすることができる。

(投票・開票管理)

- 第7条 選管委委員長は、若干の投票管理者を任命し投票管理を行わせることができる。
- 2 開票は選管委の定める場所で行い、その日時と場所は公示しなければならない。
 - 3 選管委委員長は、開票に際し正会員3名以上の開票立会人を任命し開票に立ち合わせなければならない。ただし開票は公開とする。

(当選)

- 第8条 当選は定数が1の場合は、得票数が高位の者とする。
- 2 定数が2以上の場合は、定数までの高得票者とする。
 - 3 役員選任規程第4条2項及び3項に該当する場合は、有効投票数の過半数以上を得なければならない。

(異議申し立て並びに審査)

- 第9条 立候補者又は会員が、この規程に基づいて実施された選挙について意義のある時は、1週間以内に文書をもって選管委に対し異議を申し立てることができる。
- 2 選管委は、前項の異議が申し立てられた時は、受け付けた日より1週間以内にその申し立ての当否を決定しなければならない。
 - 3 当否を決定後は、速やかに申立人に決定書を公布する。
 - 4 選管委委員長は、前項の経緯を文章で会長に報告する。

(規程の変更)

- 第10条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則

- この規程は平成2年2月4日から施行する。
この規程は令和2年2月10日に改訂する。
この規程の変更は理事会の議決を経たその日から施行する。

旅費等に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県臨床検査技師会（以下本会という）の役員及びその他の者が本会の運営のために出張する場合に支給する旅費等について定める。

第2条 会長は、関係役員に会務のための出張を命ずることができる。

2 本会から旅費の支給を受けない出張において、会長の命令により会務に従事したときは経費を補填できる。

(旅費の種類)

第3条 本規程第1条及び第2条により役員及びその他の者が出張する場合は、次の旅費を支給する。

(1) 旅費とは、最短路の合理的、経済的な交通運賃、日当、宿泊費、食事代、行動費とする。

(2) 鉄道・船・バスの運賃は、普通運賃の往復最低料金とする。

(3) 航空運賃は、航空券と宿泊のパッケージもしくは早割運賃を優先し、実費の支給とする。その際に領収書を必ず提出する。

(4) 起点は、所属施設がある所在地の最寄りの公共交通機関の駅とし、終点は目的地の最寄り公共交通機関の駅とする。

(5) 宿泊料は、1泊につき10,000円とする。

2 距離に関係なく、鉄道運賃は特急料金を付加する。

(旅費の算定)

第4条 旅費は次の基準で算定し支給する。

(1) 出張においては、実務日の行動費2,000円を支給する。

行動費とは、出張において行動に伴う必要経費を補填するものであり、実務日につき1回支給する。

(2) 宿泊を要する出張の場合は、実務日の食事代2,000円を支給する。

2 同一市内の出張は、行動費を支給する。

3 第2条2項の場合は、行動費、宿泊費のうち相当するものとする。

(旅費の弁済)

第5条 この規程は、本会の運営の遂行を目的とした総ての出張の旅費支給に適用され、もし違反した場合は弁済させることができる。

(旅費の特例)

第6条 この規程により処理できない場合は、理事会の議決により特例として処理するものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則

この規程は平成2年2月4日から施行する。

この規程は令和2年2月10日に改訂する。

この規程の変更は理事会の議決を経たその日から施行する。

表彰規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県臨床検査技師会（以下本会という）の行う表彰及び関連団体への表彰推薦について定める。

(目的)

第2条 本会の発展に顕著なる功績のあったものを顕彰し、会員の意識の高揚、資質の向上を図ることを目的とする。

(表彰の区分)

第3条 この規程に基づく表彰は以下の各号とする。

- (1) 学術業績者
- (2) 学術奨励賞
- (3) 学術新人賞
- (4) 永年職務精励者
- (5) 功労者
- (6) 特別表彰

(表彰の基準)

第4条 表彰の基準は以下に定めた者とする。

- 2 学術業績者とは、「医学検査」又は「本会会誌」に掲載された学術論文の中から優秀と認められた者とする。
- 3 学術奨励賞とは、本県学術部活動を通じ特に顕著なる実績と活動が認められる者。または、本会支部活動を含め本会各種研究会等における積極的活動を通じ会員の模範となりうる者とする。
- 4 学術新人賞とは、「本会学会」での発表、もしくは「本会会誌」への投稿を3年間連続して行っている者（発表のみでは不可とし投稿を1度は含むこと）、もしくは3年間連続して「本会会誌」に投稿を行っている者とする。表彰推薦年度において31歳未満であること。
- 5 功労者とは、次の基準を総て満たす者とする。
 - (1) 本会会員歴が25年以上であること。
 - (2) 表彰年度において60才以上であること。
 - (3) 本会役員歴が10年以上であること。
 - (4) 表彰時に役員ではないこと。
- 6 永年職務奨励者とは、本会に入会后引き続き30年以上本会の会員で、表彰年度において55才以上であること。
- 7 特別表彰とは、前各号のほかに特に表彰の必要を認める者。

(表彰の審査)

第5条 表彰の審査を行うため表彰審査委員会を置く。（以下委員会という）

- (1) 委員会は、理事2名及び正会員3名から構成する。
- (2) 委員は、理事会において選出し会長が委嘱する。
- (3) 委員長は、委員の互選とする。

- (4) 委員会の開催は、委員長の招集により、委員長がこれを統括する。
 - (5) 委員会は、会長の諮問に従い第3条に該当する者を推薦する。
 - (6) 委員会は、前項の規程に関わらず、関連団体の表彰者もしくは叙勲者の推薦を会長から諮問された場合は、相当する者を選出し答申しなければならない。
- 2 表彰は理事会の議決を経て決定される。ただし、前項(6)に該当する場合は決定直後の理事会への報告に替えることができる。

(表彰)

- 第6条 表彰は原則として定期総会において会長が行なう。
- 2 表彰は賞状を授与して行なうものとする。
 - 3 理事会の承認により副賞を添えることができる。

(異議申し立て並びに審査)

- 第7条 会員は、この規程に基づいて実施された表彰に異議がある場合は、委員会に対し1週間以内に文章にて異議を申し立てることができる。
- 2 委員会は前項の異議が申し立てられた場合、受け付けた日より1週間以内にその申し立ての当否を決定しなければならない。
 - 3 当否の決定後は、委員長は速やかに申立人に決定書を公布する。
 - 4 委員長は前項の経緯を文書で会長に報告する。

(規程の変更)

- 第8条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則

- この規程は平成2年2月4日から施行する。
この規程は令和2年2月10日に改訂する。
この規程の変更は理事会の議決を経たその日から施行する。

会計事務規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県臨床検査技師会（以下本会という）定款第40条、第41条に基づいた会計の取り扱いに関して定める。

(資産の管理)

第2条 資産の管理に関わる会務は、定款第46条に定める会計が会長の指示のもとにこれを行なう。

(会計経理の管理)

第3条 会計経理の管理は、会計が行なう。

(帳簿の整備)

第4条 本会は、定款に定めるものの他に次の帳簿を備えなければならない。

- (1) 入出金伝票、或いは現金出納簿
- (2) 証拠書類
- (3) 物品関係明細簿（10万円以上の物品）

(現金の保管)

第5条 本会に必要な現金の保管は必要最小限とし、その他はしかるべき金融機関において保管するものとする。

第6条 経費の支出の権限は次に定めるところによる。

2 理事会の承認が必要なもの。

- (1) 1回の支出額が10万円を超える場合
- (2) 科目の流用

3 前号に該当しない場合及びあらかじめ定められているものについては、事務局長の決裁による。

4 第1号の規程にかかわらず、緊急を要する場合は、会長の決裁により支出することができるものとする。

第7条 現金、又は小切手等による収入があった場合は、領収書を発行しその控えを保管しなければならない。ただし、会員の年度会費によるものはこの限りではない。

第8条 支出をする場合は、原則として請求書を徴するものとする。

2 前項による請求書を受領した際は、その支弁を速やかに行なうとともに支出科目を決定し、その領収書を保管しなければならない。

第9条 年度収支の出納に関する会計事務は、当該年度末までに終了しなければならない。

第10条 定款第41条に定める事業年度終了時における監査時の他に、事業年度の間においても監事が報告を求めた場合は、理事会において報告しなければならない。

(規程の変更)

第11条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則

この規程は平成2年2月4日から施行する。

この規程は令和2年2月10日に改訂する。

この規程の変更は理事会の議決を経たその日から施行する。

慶弔規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県臨床検査技師会（以下本会という）が行う会員及びその他（他の団体・組織など）への見舞い、慶祝、弔慰について定める。

(見舞)

第2条 正会員及び名誉会員（以下会員という）が、1ヶ月以上病気或いは不慮の事故で療養した場合において、本人または施設連絡責任者からの届け出があった場合は 5,000円の見舞金を送る。

(慶祝)

第3条 本会が関係する団体等の祝賀行事に招待された場合は、相応の金品で慶祝する。

2 会員が結婚する場合は、本人または施設連絡責任者からの届け出により祝電をもって祝福する。

(弔慰)

第4条 会員及び本会与密接なる関係を有する団体ならびに個人に対し弔慰する。

2 会員の葬儀に対しては、生花を式場に献花し会長又は名代が葬儀に参列し、10,000円を霊前に供える。

3 会員の葬儀において本会に対する生前の功績が顕著な場合は、応分の供物を別途行うことができる。

4 本会与密接なる関係を有する団体並びに個人の葬儀には、応分の供物を行なう。

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則

この規程は平成2年2月4日から施行する。

この規程は令和2年2月10日に改訂する。

この規程の変更は理事会の議決を経たその日から施行する。

部門別検査研究班運営規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県臨床検査技師会（以下本会という）が、組織運営規程第14条2項による部門別検査研究班の運営について定める。

(目的)

第2条 部門別検査研究班は、本会の検査研究を推進し会員相互の研究と資質の向上をはかるとともに、学術活動を通じ本法人の目的を達成する。

(役員)

第3条 部門別検査研究班には次の役員をおく。

- (1) 学術部長 1名
- (2) 各部門別検査研究班には、班長及び必要に応じて副班長を各班に2名までおくことができる。

(事業)

第4条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 学術研究及び調査に関すること
- (2) 精度管理に関すること
- (3) 検査方法及び検査機器の検討及び調査に関すること
- (4) 研究及び研修会に関すること
- (5) 学術活動の事業計画及び報告書の発行に関すること
- (6) その他、法人目的達成のための事業に関すること

(2)において、精度管理事業を行うための委員を置く。ただし、精度管理事業を実施する班のみとする。

(事業計画及び事業報告)

第5条 研究班班長は、研究班事業の運営について協議し、当年度事業ならびに翌年度事業計画について学術部長を通じて会長に報告する。

(収支決算報告)

第6条 研究班事業費の収支決算は、会計年度ごとに会計を通じて会長に報告する。

(組織)

第7条 本規程第4条の事業を行うため次の部門別検査研究班を置く。

- (1) 微生物検査研究班
- (2) 免疫血清検査研究班
- (3) 血液検査研究班
- (4) 臨床化学検査研究班
- (5) 病理・細胞検査研究班
- (6) 生理検査研究班
- (7) 遺伝子・染色体検査研究班
- (8) 一般・公衆衛生検査研究班

- (9) 輸血検査研究班
- (10) 情報システム研究班
- (11) その他、必要な検査研究班

(会議)

第8条 各部門別検査研究班班長会議は事業年度内に2回開催し、学術部長が議長となり次の事項を協議し決定する。

- (1) 年度事業の計画と予算
- (2) 年度事業の報告と決算
- (3) その他、法人目的達成のための事業に関する事

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則

この規程は平成27年12月26日から施行する。

この規程は令和2年2月10日に改訂する。

この規程の変更は理事会の議決を経たその日から施行する。